

1 議事日程(2日目)

[平成25年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成25年9月5日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第2 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第3 議案第66号 市道路線の認定について
日程第4 議案第67号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第68号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第69号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第70号 太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第71号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第72号 太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第73号 平成25年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について
日程第11 議案第74号 平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
日程第12 議案第75号 平成25年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
日程第13 議案第76号 平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
日程第14 意見書第4号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書
日程第15 意見書第5号 TPP交渉からの即時脱退と情報公開を求める意見書
日程第16 意見書第6号 今秋の消費税率引き上げ決定に反対する意見書
日程第17 意見書第7号 少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書
日程第18 要望第3号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について

2 出席議員は次のとおりである(18名)

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 陶山良尚 | 議員 | 2番 | 神武綾 | 議員 |
| 3番 | 上疆 | 議員 | 4番 | 芦刈茂 | 議員 |
| 5番 | 小嶋真由美 | 議員 | 6番 | 長谷川公成 | 議員 |
| 7番 | 藤井雅之 | 議員 | 8番 | 原田久美子 | 議員 |
| 9番 | 後藤邦晴 | 議員 | 10番 | 不老光幸 | 議員 |
| 11番 | 渡邊美穂 | 議員 | 12番 | 門田直樹 | 議員 |
| 13番 | 小柳道枝 | 議員 | 14番 | 大田勝義 | 議員 |

15番 佐伯 修 議員

16番 村山 弘行 議員

17番 福廣 和美 議員

18番 橋本 健 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長 井上 保廣

副市長 平島 鉄信

教育長 木村 甚治

総務部長 三笠 哲生

市民生活部長 古川 芳文

健康福祉部長 中島 俊二

建設部長 辻 友治

会計管理者併
上下水道部長 松本 芳生

教育部長 今泉 憲治

教育部理事 堀田 徹

総務課長 友田 浩

経営企画課長 濱本 泰裕

管財課長 久保山 元信

公共施設
整備推進課長 原口 信行

市民課長 宮原 広富美

福祉課長 阿部 宏亮

都市計画課長 今村 巧児

上下水道課長 石田 宏二

教務課長 井上 均

生涯学習課長 木原 裕和

監査委員事務局長 関 啓子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 坂口 進

議事課長 櫻井 三郎

書記 白石 康子

書記 松尾 克己

書記 力丸 克弥

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（橋本 健議員） 日程第1、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第3号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、諮問第3号は適任として答申することに決定しました。

〈適任 賛成17名、反対0名 午前10時01分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（橋本 健議員） 日程第2、諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第4号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、諮問第4号は適任として答申することに決定しました。

(適任 賛成17名、反対0名 午前10時02分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第66号 市道路線の認定について

○議長(橋本 健議員) 日程第3、議案第66号「市道路線の認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第66号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4と日程第5を一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第4、議案第67号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」及び日程第5、議案第68号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第67号について、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

次に、議案第68号について通告があつていただきますので、これを許可します。

3番上疆議員。

○3番(上 疆議員) 議案第68号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例」につきまして、別表第1の4条関係の改正された松川運動公園について、1点目はグラウンドの整備状

況などについて、体育館の整備状況についてということでお聞きしたいと思いますが、10月8日に施工されることにつきましてははですね、早急、早く開放されることにつきましては大変いいことだと思いますが、それまでの間、その整備状況がどの程度できるのかなという心配な部分があるんですが、それをお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） ご質問にお答えいたします。

まず、1点目のグラウンドの整備状況についてでございますけれども、8月末に入札によりまして施工業者が決定をし、本日から着工をするところになっております。

整備の主な内容ですけれども、安全対策といたしましてはグラウンドの外周のフェンス工事、それからグラウンドに続きます階段の転落防止用のフェンス、それから上っていく間の道路に水路がございますけれども、通路の転落防止柵等がございます。利便性の配慮といたしましては、グラウンドの整備と駐車場の仮整備で約50台を整備する予定でございます。10月のなるべく早いうちに開放できますように鋭意努めてまいりたいと思っております。

次に、2点目の体育館の整備状況についてご説明いたします。

安全面の配慮といたしましては、体育館の階段のところに転落防止用のフェンス、それからバスケットボールがおりてくるのがありますけれども、その安全確保等を行います。利便性に関する工事といたしましては、アリーナ内の防水工事や内壁の補修工事、それから管理運営上の事務室の空調設備等を行います。体育館につきましては、ほぼ9割完了いたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） グラウンドにつきましてはそれで結構だと思います。体育館につきましてはですね、恐らくこれは子どもから高齢者が利用できるような施設にしていくんだろうと思いますが、そういった部分では今後ともその備品ですかね。そういう調度備品というのかわかりませんが、施設に必要な部分があればですね、今後ともつくっていただかないといけないんじゃないかなと、今のところは大きなバスケットの大人用しかありませんからね。子ども用の部分が要るとかですね。そういういろいろな部分が出てくるだろうと思っておりますので、その辺は今後とも検討していただきたいと思いますが、1点だけですね、私が聞いたところによると、このずっと降った雨の前じゃなくその前に雨が1回降りましたね。そのときに雨漏りがしたというふうに聞いていましたが、それはないんですかね。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） 雨漏りは少しあっておるようでございます。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） そのことについては今後検討される予定なんですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） 体育館の整備に合わせて点検作業を行ってまいります。必要に応じて大きな補修が必要であれば、また補正等をお願いするかもしれません。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

議案第67号及び議案第68号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6と日程第7を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第6、議案第69号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」及び日程第7、議案第70号「太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第69号について通告があつておりますので、これを許可します。

7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 議案第69号に対しまして1点質疑をさせていただきますが、今回この特例の措置が延長されるということについては、私もこれは反対することではありませんし、うれしく思っておりますが、この間ですね、この特例措置を実施されてきた間にですね、井戸水からこの水道への加入がどの程度の件数あつているのか、まずその実情をですね、お聞きしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（松本芳生） ただいまのご質問にお答えいたします。

平成22年10月から本年8月末までの井戸水から市水に切りかえられた件数でございますけれども、集合住宅で176件、個人住宅で121件の合計297件となっております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） わかりました。これ3年間延長されるということで、私のところにこの水道の加入の関係でちょっといろいろこの特例措置が切れる前に何とか加入したいんだけどちょっといろいろ困難といいますか、そういった個別の問題抱えられて加入が難しいというような相談を受けておりましたので、今回これが3年間延長されるということでありますから、そういった部分に対してのですね、担当部としてのフォローアップといいますか、そういったところも重ねて要望いたしまして、質疑を終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第70号について、ただいまのところ通告がありませんので、

質疑なしと認めます。

議案第69号及び議案第70号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8と日程第9を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第8、議案第71号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」及び日程第9、議案第72号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第71号及び議案第72号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第73号 平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第10、議案第73号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

4番 芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 議案第73号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」お尋ねいたします。

15ページ、3歳出、2款1項、細目993松川公共施設（庁舎分）整備事業費620万円、施設改修工事1億3,390万円、この内容についてお尋ねいたします。

続いて、21ページ、3歳出、9款1項、細目70災害対策関係費、防災ハザードマップ作成、この内容についてお尋ねいたします。

最後に、25ページ、3歳出、10款5項松川公共施設費、施設管理委託料、この内容。

以上、3点についてお尋ねいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） まず、松川公共施設整備事業につきましては、本市登録業者に設計及び工事施工管理業務を委託しまして、国土館太宰府キャンパス跡地にあります建物の管理棟を庁舎機能を持たせ、また実習棟を公文書館として活用するための設備工事を行い、施設への公共交通機関としてまほろば号の乗り入れのための関連工事などを行うものです。

次に、防災ハザードマップにつきましては、本市登録業者に委託し、デジタルマップレイヤーなどの修正や紙媒体などのマップ作成業務を行わせます。

○議長（橋本 健議員） 続きまして、教育部長いいですか。

教育部長。

○教育部長（今泉憲治） 続きまして、松川公共施設の施設管理委託料についてでございます。

先ほども説明いたしましたように松川公共施設のうちの体育館、グラウンドについては10月の早い段階の一般開放に向けて今準備を進めております。体育館、グラウンドの開放管理業務及び機械警備業務が主な内容でございます。

業者選定につきましては、補正予算議決後に選考してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はございますか。

4 番 芦刈 茂議員。

○4 番（芦刈 茂議員） 松川公共施設の施設改修工事1億3,390万円という金額はかなり大きい金額だと思うわけですが、それについての裏づけなり予定というのはもちろんあると聞くのはおかしいんでしょうが、かなり大きな工事をされるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 予算要求につきましては工事内容積算を予算見積もりとしてですね、積算をし、1億3,390万円の予算を計上させていただいております。大きい小さいということについては何を対象にするかわかりませんが、主に先ほどご回答申し上げましたように施設整備工事ということで行ってまいります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

議案第73号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11から日程第13まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第11、議案第74号「平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」から日程第13、議案第76号「平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第74号から議案第76号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14と日程第15を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第14、意見書第4号「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書」及び日程第15、意見書第5号「TPP交渉からの即時脱退と情報公開を求める意見書」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

16番村山弘行議員。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16番（村山弘行議員） ただいま議長のほうから意見書第4号と5号について一括してご提案の許可をいただきましたので、一括してご提案を申し上げます。

意見書第4号「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書」。

理由につきましては、国の安全保障政策は立憲主義を尊重し、憲法前文と第9条によって策定されなければならない、集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対するためであります。

意見書の案文について朗読して提案にかえさせていただきます。

集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書。

集団的自衛権について、歴代政府は、国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行って我が国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法9条のもとで許容される実力の行使の範囲を超えるものであり、許されないとしてきました。

しかし、過日の参議院選挙での与党の勝利を背景に集団的自衛権の行使を憲法解釈の変更によって容認しようという動きが急速に強まっている。

小野寺防衛大臣は、集団的自衛権の行使容認の検討を加速すべきだと主張している。また、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の柳井俊二座長は、これまでの4類型の見直しにとどまらず、集団的自衛権の行使を全面的に容認する新たな憲法解釈を提言する内容の報告書を秋にもまとめる考えを表明している。そして、政府として安保法制懇の報告に沿って憲法解釈の見直しを行うであるとか、年内に改定する防衛計画の大綱に安保法制懇の報告内容を反映させる考えが示されている。

さらに、集団的自衛権の行使は許されないと解釈してきた内閣法制局の長官人事についても、憲法解釈の一貫性の観点から内閣法制次長の昇任が続いてきた慣例を破って、安保法制懇の実務に携わってきた小松一郎駐フランス大使を起用した。

また、自民党が昨年7月に概要をまとめた国家安全保障基本法案は、政府が憲法上許されないとしている集団的自衛権の行使を厳格な憲法改正の手続を経ることなく法律によって容認し

ようとするものである。同法及び関連法の制定が実現されれば、法が憲法を凌駕するものとなり、下位法による法の下克上の完成型として、第9条の有名無実化を決定づけることになる。

しかし、各種世論調査では、政府に一番取り組んでほしい国内の課題は景気回復が最多であり、集団的自衛権については十分な国民的論議もなされているとは言えない。集団的自衛権の行使容認を多くの国民は求めておらず、白紙委任などはされていない。与党の勝利と民意の間にはねじれがあることを自覚すべきである。

国の安全保障政策は立憲主義を尊重し、憲法前文と第9条に基づいて策定されなければならない。憲法前文や第9条によって禁じられている集団的自衛権の行使を時々の政府や国会の判断で解釈を変更することによって180度転換し、また集団的自衛権の行使を認める新たな法律を制定し、法の下克上によって根本的に変更することは立憲主義に違反する極めて危険な動きである。とりわけ集団的自衛権をめぐる議論は、これまでに立法府において積み重ねられてきており、これを無視して強引に解釈を変えようとする試みは国会答弁をも形骸化させるものであり、立法府の立場からも決して許されるものではない。

したがって、太宰府市議会は政府に対し、下記の事項について誠実に対応するよう地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記。

1つ、集団的自衛権に関するこれまでの政府見解を堅持し、集団的自衛権行使に道を開く憲法解釈の変更を断じて行わないこと。

2つ、集団的自衛権の行使を容認する国家安全保障基本法案の国会提出を行わないこと。

以上であります。

送り先は記載しているところに送りたいというふうに願っております。

続きまして、意見書第5号「TPP交渉からの即時脱退と情報公開を求める意見書」。

理由につきましては、TPPは国民生活や地方経済の活動に甚大な影響を与える上、十分な情報提供や説明がないまま交渉を続けるべきではなく、TPP交渉から即時脱退を強く求める。

意見書案文について朗読して提案にかえさせていただきます。

TPP交渉からの即時脱退と情報公開を求める意見書。

本年3月15日、安倍内閣総理大臣はTPP協定交渉への参加を表明し、4月12日、TPP交渉参加に向けた日米協議に合意した。そして、日本は7月のTPP交渉、第18回会合に初めて参加したが、わずか2日半の参加にとどまり、関税問題を扱う物品市場アクセス分野の協議にも間に合わないなど、成果は乏しいものに終わった。8月22日からブルネイで第19回会合が開かれ、関税分野の協議が本格化している。

しかしながら、我が国の農産品が関税撤廃の対象から除外される保障はなく、このままでは我々は国の将来や農業の存亡に関する不安を拭い切れず、政府の拙速な交渉参加を断じて容認することはできない。2012年12月にTPP交渉に新たに参加したメキシコとカナダは、対等に

交渉する権利の放棄を制約して参加が認められたと言われている。米国など他の参加国が年内の交渉妥結を目指す中、アメリカ通商代表部のフロマン代表が日本が交渉を遅らせることは許さない、日本農業について事前に除外するとのいかなる合意もないと述べるなど、農産物重要5項目の関税撤廃例外の確保を初めとする日本の主張が今後の交渉で満足に取り上げられる保障はない。交渉に臨む日本政府の明確な方針もいまだ示されず、国民の間に大きな不安が広がっている。

参加国に厳格な守秘義務を課す秘密主義とも言うべきTPPの体質にも国民の懸念が膨らんでいる。関係文書を機密扱いとし、4年間は交渉過程や内容を明らかにしないとの取り決めだが、これでは現在何が議論の焦点となり、日本がどのような主張を展開し、その反映の余地がどこまで残されているかすら国民は把握できない。TPPはこの国の将来を左右しかねない重大な交渉であるにもかかわらず、国民には一切情報が知らされず、政府に白紙委任したあげく、妥結後に初めて全容を知ることになりかねない。

また8月7日から始まった日米並行協議では、自動車貿易での安全基準の取り扱いや保険、知的財産権、衛生植物検疫、政府調達などが話し合われている。その多くが米国がこれまで非関税障壁として日本に規制緩和を迫ってきた分野であり、4月に合意した事前協議で、自動車、保険、牛肉分野で日本が相次ぐ譲歩を強いられた経緯を鑑みても、米国の意向に沿った協議となるのではないかと強く憂慮せざるを得ない。外交交渉のため国会承認手続も不要で、合意内容がTPP発効時点で拘束力を持つ並行協議は、米国ベースで進んでしまっただけでは取り返しのつかない事態を招くことから、並行協議についても最大限の情報公開が欠かせない。

TPPは原則として関税を全て撤廃することとされており、21分野もの規制緩和で地域経済や国民生活の隅々にまで甚大な影響を与える上、必要な情報も開示されず、国民合意もいまだ形成されていないことから、国民の暮らし及び地域の実情を無視し、日本として交渉に参加し続けるべき状況になっていない。

よって、国におかれては、TPP協定交渉に当たっては下記の事項について誠実に対応するよう強く要望する。

記。

1つ、TPPが国民生活や地方の経済活動に与える影響、日本が他の後発参加国と同様に不利な条件を課せられているのかを含めた交渉の現状や参加各国と日本の主張、政府が米国と行っている日米並行協議の内容などについて、国民に対し十分な情報提供と明確な説明を行うこと。また、交渉に関するルールの見直しを参加各国に求めること。

2つ、国民に対する十分な情報提供や国民的な論議、合意形成もないままTPP交渉を続けるべきでなく、TPP交渉からの即時脱退を決断すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

送り先につきましては記載のとおりであります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

意見書第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、意見書第5号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第4号及び意見書第5号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16と日程第17を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第16、意見書第6号「今秋の消費税率引き上げ決定に反対する意見書」及び日程第17、意見書第7号「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

11番渡邊美穂議員。

〔11番 渡邊美穂議員 登壇〕

○11番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、意見書第6号及び意見書第7号につきまして、続けて趣旨説明をさせていただきます。

意見書第6号「今秋の消費税率引き上げ決定に反対する意見書」。

意見書第6号、7号ともに提出者は、私、渡邊美穂、賛成者は村山弘行議員です。

意見書第6号の提出理由といたしましては、消費税率の引き上げは景気の冷え込みの大きな要素として見なければならず、今秋に予定されている消費税率の引き上げ決定に反対するためです。

趣旨説明は案文の朗読をもってかえさせていただきます。

政府は2014年4月からの消費税率引き上げ、現行5%を8%へ、について今秋にも決定しようとしている。内閣府が9月9日に発表する4月から6月期の国内総生産、GDP、改定値などの経済指標を踏まえ、予定どおり引き上げるかどうかを政府が秋の臨時国会までに判断するというものである。

参議院選挙の結果を受け、増税の方向は既に決定しており、すぐにでも実行すべきとの与党内の声がある。しかし、景気回復や経済に与える影響を考えると、税率の引き上げ決定は行うべきではない。

アベノミクスによる景気回復への期待感はあるものの、依然として多くの国民には回復の実感はない。株価上昇などは一部の投資家や資産家のみが明るさを実感しているのみであり、輸出産業など一部の大企業が利益を拡大しているが、この要因は景気回復ではなく円安の影響である。

働く人たちの賃金は15年連続して低下し続けている。政府統計においても、働く人の実に38%が非正規雇用となっており、明るさを実感できるものは何もない。参院選直後の通信社の世論調査でも、予定どおり引き上げるは23%、時期を先送りすべきは35%、5%を維持は40%となっており、7割以上の国民が引き上げを決定すべきではないとの認識を示している。

アベノミクスの第3の矢は成長戦略と言われるものだが、労働分野での規制改革は解雇の自由化、残業代の規制などを含め、働く人たちを直撃する内容であり、今後一段と雇用を不安定化させるものである。7月から実施された地方公務員の給料引き下げと合わせるなら、国民総生産の6割を占める個人消費の冷え込みは、景気回復どころか、今後の冷え込みの大きな要素として見なければならず、到底消費税率の引き上げを決定できる状況ではないと考える。

よって、太宰府市議会は、政府に対し、下記の事項について誠実に対応するよう地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

1、今秋に予定されている消費税率の引き上げ決定、来年4月からの8%へ、は行わないこと。

2、労働法制の規制緩和や非正規雇用の拡大に歯どめをかけ、安心な雇用制度を確立し、消費や暮らしを支える政策を実施すること。

以上です。

提出先は以下のとおりでございます。

よろしくご審議お願いいたします。

続いて、意見書第7号「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書」について。

提出理由は、子どもたち一人一人に教育の機会を保障するとともに、教育水準の維持向上を図るためということで提出をさせていただいております。

趣旨は案文の朗読をもってかえさせていただきます。

日本の将来を担い、安全で安心な社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成、創出から雇用、就業の拡大につなげる必要があります。

35人以下学級について、昨年義務標準法が改正され、小学校1年生の基礎定数化が図られたものの、今年度の小学校2年生については加配措置にとどまっています。

日本は、OECD諸国に比べて1学級当たりの児童・生徒数や教員1人当たりの児童・生徒数が多くなっています。一人一人の子どもに丁寧な対応を行うためには、1学級の学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した今後の学級編制及び教職員定数に関する国

民からの意見募集では、約6割が小・中・高校の望ましい学級規模として26人から30人を上げています。このように、保護者もさらなる少人数学級を望んでいることは明らかです。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられるようにすることは国家の責務です。しかし、教育予算についてGDPに占める教育費の割合はOECD諸国の中で日本は最下位となっています。また、義務教育費国庫負担制度の国負担の割合は3分の1のままで、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように教育条件格差も生じています。

よって、子どもたち一人一人に教育の機会を保障し、教育水準の維持向上を図るために、政府におかれましては下記のとおり実現されますよう強く要望します。

1、義務標準法を改正して小学校2年生以上の35人以下学級を実施すること。

2、教育の機会均等の保障と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

提出先は以下のとおりです。どうぞ十分にご審議いただき、ご賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

意見書第6号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、意見書第7号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第6号及び意見書第7号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 要望第3号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について

○議長（橋本 健議員） 日程第18、要望第3号「地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について」を議題とします。

要望第3号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月13日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時34分

~~~~~ ○ ~~~~~